

# Kiko

12月  
9日

◆カトヴィツェ◆

気候ネットワーク

〒604-8124 京都市中京区帯屋町 574 番地高倉ビル 305 Tel: 075-254-1011 / Fax: 075-254-1012  
 〒102-0082 東京都千代田区一番町 9-7 一番町村上ビル 6F Tel: 03-3263-9210 / Fax: 03-3263-9463  
 E-mail: kyoto@kikonet.org (京都) tokyo@kikonet.org (東京) URL: <http://www.kikonet.org/>

気候ネットワークは、地球温暖化対策に取り組む市民のためのネットワークです。  
 「Kiko」は、温暖化問題の国際交渉の状況を伝えるための会期内、会場からの通信です。

## いよいよ「パリ協定実施指針」作りの本格交渉へ

COP24 交渉は2週目に突入した。COP24 が始まる前に共同ファシリテーターらが議題ごとに整理した非公式文書をもとに、1週目は、交渉テキスト（交渉の土台となる文書）の作成作業に費やされた。合意できていないところを“かっこ” [ ] に入れたり、オプションを整理したり、表現を修正したり…といった作業だ。そして、週の後半には APA 共同議長は、議題ごとに進められていた議論を引き取り、土曜日までに自らの責任で2度、3度と、議題ごとの文書を次々に更新して発表した。出てきた文書は、選択肢がより整理され、交渉テキストの形式により近づいてきているが、まだまだ荒削りのところは多い。各国からは、「自らの主張が削除された」「バランスを欠く」「これを交渉の土台にはできない」、などといった不満も出たが、これらの新たな文書を付属書にリストにして、パリ協

定特別作業部会（APA）の作業の結果として COP に報告することを決定し、APA はこの3年の作業を終えた。

結果的に1週目で、「交渉テキスト」という形で一つの文書に仕上げることは出来ず、その内容は議題ごとに整理の程度にも差がある。文書全体が“かっこ”に入られているものもある。交渉官からは、「全然まとめられていない」「これでは大臣に交渉してもらうことはできない」という嘆きも聞こえてくる。いずれにしても、長年の懸念である大きな対立点の交渉にはまだ着手できていない。2週目から、この文書をもとに、COP 議長と続々と到着する閣僚らの手で、本格交渉が始まる。[ ] に入った文言や複数あるオプションについて、歩み寄って合意していく大仕事となる。気を抜くことは出来ない。いよいよパリ協定の精神を形にするとときだ！

## IPCC 30 歳おめでとう！

30歳の誕生日おめでとう！気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は、今から30年前の1988年12月6日に設立された。6日に開かれた野心の引き上げに向けた対話を行う「タラノア対話」の準備フェーズの締めくくりにセッションの最後、タラノア対話の議長より IPCC 設立30周年であることが紹介され、パースデーケーキが振舞われた。

IPCC はこの30年間、科学的知見を集約し、交渉がどこに向かうべきかを示してきた。最近の1.5°C特別報告は、気温上昇を1.5°C以

内にとどめ、2030年までにCO<sub>2</sub>の排出を半分に抑えるためには、喫緊の対応が必要だと強調している。5年後、10年後にその対応を始めるのでは遅すぎるのだ。つまり、今の大臣や政府高官が、在任中に大胆に対策を強化する必要があるということだ。これを受け止め行動するかどうかは、各国の政治的意思にかかっている。会議2週目に到着する大臣たちが科学者の声を真摯に受け止め、NDC強化に向けた政治的意思を示すなら、それが、IPCCへの最高の誕生日プレゼントになるだろう。

## パリ協定実施指針にパッケージ合意を！

パリ協定の下で決定すべき運用ルールのパッケージ合意、その全容と論点をここで改めて整理しておこう。次頁の表をご覧ください！

なかなか肉厚な内容だが、この中でも、多くの議題に関わる最も難しい課題は、途上国の柔軟性の扱いだ。パリ協定で獲得した「全ての国が…」という枠組みを崩さずに、国別約束（NDCs）を始め、情報提出の提出時期やその内容等はどう差をつけるか、どう折り合いをつけるか、難しい交渉となるだろう。

しかし論点はそれだけではない。1.5-2°C目標の達成に確実に近づけていくためには、何より、透明性枠組み、そしてグローバル・ストックテイクをきちんと機能させ、5年毎の評価で行動を確実に引き上げられるようにしておくことが重要だ。そのためには確かな情報を前もってそろえて適切な評価と見直しができることが不

可欠だ。先進国が現状の仕組みで行っている情報提供を継続し（資金も含め）強化するとともに、途上国が可能な限り同じレベルの情報提供を行えるよう、その道を拓けるかが問題だ。そしてその問題を解く鍵となるのが、様々な途上国支援の枠組みだ。資金、技術移転、能力構築などを欠いた合意は難しい。

さらに、途上国にとって極めて深刻なのは、気候変動影響への対応だ。交渉では、適応基金について決着させること、損失と被害を独立した一要素として位置付けることが途上国にとって重要な課題となっている。これらを全体でパッケージ合意することが目指されている。細部には今回決めなくてもいいこともあるので、上手く交通整理をしながら、各国任せではない、しっかりした質の高いルールを備えたパリ協定の仕上げにかかってほしい！

これが、パリ協定実施指針のパッケージの全体像だ！(気候ネットワーク作成)

パリ協定	交渉事項	主な論点
緩和（排出削減） [4条]	国別約束(NDC)の特徴、透明性向上のための情報、NDCの算定方法、レジストリー(登録)、共通の実施期間、対応措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>先進国と途上国は同じタイミングで同じ情報を提出するのか？途上国の提出は任意か義務か？そして情報提出はいつから？</li> <li>提出する情報に何を含むのか？（基準年・目標年・期間・対象範囲・計画プロセス・算定方法・公平性と野心の検討、パリ協定の目標への貢献度、適応・支援・資金・技術・能力開発・支援のニーズ等）</li> </ul>
協力的アプローチ [6条]	市場メカニズム利用の指針、様式やルール・手続き、非市場メカニズムの枠組の作業計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>市場メカニズムを利用する場合の持続可能性や透明性を確保するために、何をどこまで決めるか（ガバナンスやダブルカウンティングの回避、移転の制限等）？</li> </ul>
適応 [7条]	適応報告書の指針、登録の様式と手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>適応報告書をNDCの一要素として提出することを選択できるのか、一律に求めるのか？</li> <li>登録は緩和と一緒にするか、独立させるか？</li> </ul>
資金 [9条]	締約国が提供する情報の特定、資金源の算定方法の様式、適応基金	<ul style="list-style-type: none"> <li>先進国に義務付けられる資金に関する隔年の定量的・定性的情報の提出に何をどこまで求めるのか（資金額や資金源、使途、政策措置等）？また、報告の結果をどのように取りまとめ、評価に利用するのか？</li> <li>京都議定書のメカニズムと関連付けるのか？</li> <li>（京都議定書の下での基金である）適応基金をパリ協定の下に位置づけるか？その場合の運用方法や資金源はどうするか？</li> </ul>
技術移転 [10条]	技術メカニズムの定期評価の範囲と様式、技術枠組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術メカニズムの妥当性の定期評価では、何を評価し、いつから始めるか？</li> <li>技術枠組みをどう具体化するか（目的や原則、主要テーマ等）？</li> </ul>
透明性枠組み [13条]	透明性枠組みの様式・手続き・ガイドライン (Modalities, Procedures and Guidelines: MPGs)	<ul style="list-style-type: none"> <li>MPGsは共通か、先進国と途上国に分けるのか。途上国の柔軟性はどこまで認めるのか？</li> <li>隔年透明性報告書の最初の提出期限（2022？2023？2024？途上国は2024？2026？）やパリ協定の下での国別報告書の提出期限と頻度は（毎年？隔年？）？</li> <li>隔年透明性報告書では何を報告するのか？また国別目録の報告の内容と方法は（算定方法、継続性、不確実性評価、対象部門や対象ガス等）？</li> <li>NDCの緩和の実施の進捗を把握するために必要な情報は？（基準年や期間、範囲や方法論、土地利用変化や市場メカニズムの利用、途上国支援等）。また、適応や、損失と被害、資金、能力構築、技術移転に関する情報はどこまで求める？</li> </ul>
GST [14条]	グローバル・ストックテイク (GST) 関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集と準備・技術的評価・結果の検討の3つからなるGSTをどう具体化するか？</li> <li>公平性や最新の科学をどう位置付けるか？</li> <li>資金や損失と被害を位置付けるかどうか？</li> </ul>
遵守 [15条]	遵守委員会の運用の様式と手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>遵守委員会の委員や組織をどう具体化するのか？</li> <li>パリ協定の義務事項の履行についてどこまで検討するのか？（NDCや資金などに関する情報を提供しなかった場合など具体的に明記するのか？）</li> <li>遵守促進のためにどのような対応を取るのか（勧告措置など）</li> </ul>

ルールブックに対するCANの提案(一部抜粋)はこちら(ecoより)

- **NDCの詳細な指針** \* NDCは、「1.5°C未満」や長期戦略とどう整合するか？化石燃料フェーズアウトと再生可能エネルギー100%への転換にどう貢献するか？排出削減は最大限野心的か？いかに公正で衡平か？ジェンダーなど、人権に配慮しているか？先進国はどうリーダーシップを示すのか？の説明が必要。NDCの実施期間は各国共通で5年に。
- **透明性** \* 2022年に始まる透明性のための隔年報告は2023年のGSTに間に合うように実施を。また、共通の温室効果ガス排出目録を。進捗状況は、促進的で多国間の検討を行うこと。ここでは、NGOなどのオブザーバーの積極的な参加も確保を。
- **資金の情報提供** \* 先進国の資金の情報提出を運用できるようにすべきだ。資金支援国は、支援のチャンネルや資金源に関する情報を事前に提出を。また、フォーマットも共通に。
- **気候資金** \* しっかりした算定ルールを。借款と同額の無償資金援助を。損失と被害の支援の報告は他の気候資金とは別に。
- **適応** \* 適応の報告と損失と被害に関する報告は別々に。

- **遵守** \* 遵守委員会が、個別の国や制度的な問題についての検討を開始し、懸念を発表できる権限をもつこと。不遵守に関する見解をもち、市場メカニズムへの参加制限を検討すること。
- **グローバル・ストックテイク(GST)** \* 損失と被害については他のテーマから独立を。
- **市場メカニズム** \* ルールは、排出削減が、現実で、追加的で、検証可能で、持続的であることを条件に環境十全性の確保を。ダブルカウントはダメ。ステークホルダーがプロセスに参画できること。
- **技術** \* 最も脆弱な人々のための技術開発・移転に焦点をあてることを確保した技術フレームワークに。技術支援は、適応と緩和にバランスよく。

会議場通信 Kiko

COP24 CMP14 CMA1-3 No.2

2018年12月9日発行 執筆・編集:腰塚安菜、佐藤由美、田勢奈央、塚本悠平、平田仁子

問合せ:メール [kyoto@kiconet.org](mailto:kyoto@kiconet.org)